

**令和5年度  
益城中央小学校  
PTA総会**

本資料はPTA総会で使用します。  
1年間大切に保管して下さい。

# 目次

## 議事

- (1) 令和4年度事業報告
- (2) 令和4年度決算報告
- (3) 令和4年度特別会計報告
- (4) 規約
- (5) 令和5年度役員名簿
- (6) 令和5年度事業計画案について
- (7) 令和5年度予算案について
- (8) お願い
- (9) 学校職員紹介

会則第十条細則第27条により報告致します。





# 令和4年度 PTA一般会計決算報告書

## 【収入の部】

項	目	令和4年度予算額	令和4年度決算額	増減	備考
会	費	960,000	1,065,000	▲ 105,000	会員354名×3,000円 会員2名×1,500円(途中転入)
繰	越	1,737,533	1,737,533	0	前年度繰越金
雑	収	0	18	▲ 18	預金利息
合	計	2,697,533	2,802,551	▲ 105,018	

## 【支出の部】

項	目	令和4年度予算額	令和4年度決算額	増減	備考
運 営 費	運 営 費	150,000	93,062	56,938	ヘルメット助成金他
	会 議 費	0	0	0	
	消 耗 品 費	30,000	3,021	26,979	事務用品代他
	小 計 1	180,000	96,083	83,917	
活 動 費	研 修 部 費	20,000	0	20,000	
	広 報 部 費	80,000	68,926	11,074	PTA新聞代・記録写真代
	家 庭 部 費	45,000	0	45,000	
	保健体育部費	20,000	0	20,000	
	生活指導部費	5,000	0	5,000	
	図 書 部 費	20,000	10,362	9,638	図書購入費・本の消毒他
	父 親 部 費	20,000	0	20,000	
	指 名 委 員 会	5,000	0	5,000	
	学 級 活 動	314,500	289,898	24,602	コロナのため活動できず図書カード 等配布
小 計 2	529,500	369,186	160,314		
諸 費	負 担 費	250,000	219,443	30,557	県P保険代他
	諸 式 費	250,000	240,820	9,180	入学式名札代、卒業記念品
	積 立 金	50,000	0	50,000	
	交 渉 費	10,000	0	10,000	
	慶 弔 費	10,000	0	10,000	
	通 信 費	70,000	60,000	10,000	
	安全互助会費	60,000	53,510	6,490	
	小 計 3	700,000	573,773	126,227	
体 験 活 動 費	60,000	9,000	51,000		
予 備 費	1,228,033	0	1,228,033		
合	計	2,697,533	1,048,042	1,649,491	

収入額 ¥ 2,802,551 - 決算額 ¥ 1,059,342 = 1,754,509  
 次年度繰越額 ¥ 1,754,509

会計監査の結果、預金通帳・領収書等適正に処理されていることを  
 認めましたので、ご報告します

令和 5 年 3 月 9 日

益城中央小学校PTA監査 森川 志保 

益城中央小学校PTA監査 遠藤 ちひろ 



# 益城中央小学校 P T A 会則

## 第一章 名 称

第1条 この会は、益城中央小学校 P T A と呼び、所在地を上益城郡益城町寺迫 1 1 4 2 番地益城中央小学校に置く。

## 第二章 目的及び活動

第2条 この会は、児童の幸福と健全な成長を図るために保護者と教師が協力し、学校・家庭・社会を通して教育活動を推進することを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を遂げる為に次の活動を行う。

- 1 よい保護者・教師となるよう努める。
- 2 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活環境の向上に努める。
- 3 児童の心身の健全な発達と福祉の増進を図る。
- 4 会員の教養と教育的関心の高揚に努める。
- 5 その他教育活動の向上に留意する。

## 第三章 方 針

第4条 この会は、教育の向上を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の個人・政党または宗教の利益を図るような行為は行わない。

## 第四章 会 員

第5条 この会の会員となることができる者は、次のとおりである。

- 1 当校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者。
- 2 当校に勤務する校長及び職員。

第6条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第7条 この会の会員は、会費として1世帯当たり年額 3,000 円を納める。

但し、途中転出入者に関しては次のとおりとする。

- 1 前期（4月～8月）後期（9月～3月）に分け、それぞれ会費を 1,500 円とする。
- 2 途中転入者は転入した時期に応じて会費を納める。
- 3 途中転出者には転出した時期に応じて会費の返金を行う。

## 第五章 役 員

第8条 この会の役員は、次のとおりである。

- 会 長 1名  
副会長 3名  
書 記 2名



会 計 2名

庶 務 1名 (学校職員)

顧 問 1名 (会長の要請を受け、必要に応じて就任する)

第9条 役員は指名委員会の推薦により総会の承認を得なければならない。

第10条 役員の任期は4月1日に始まり翌年3月31日までの1年とする。ただし指名委員会からの要請の場合は、再任を妨げない。

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表して会務を統括し、総会並びにその他の会議を招集し、全般の運営を図る。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は、会の活動・会合の記録をし、会の通信及び書類を保管し、会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
- 4 会計は、総会が決定した予算に基づいて ippさいの会計事務を処理し、予算の立案に協力するとともに、常に財産の管理を行い、決算においては会計監査委員の監査を経て総会に報告する。
- 5 庶務は、会の活動・会合を円滑にするための業務に努める。
- 6 顧問は、会長の求めに応じて、この会の運営に関して必要な助言を行う。

## 第六章 委員会等

第12条 この会に次の委員会及び専門部会をおく。

- 1 会計監査委員会
- 2 地区委員会
- 3 学級委員会
- 4 指名委員会
- 5 専門部会

第13条 会員は役員を除きいずれかの委員会または専門部会に所属するものとする。但し重複を妨げない。

第14条 会計監査委員は、総会において指名委員会の推薦により2名を選出する。

- 1 会計監査委員は会務及び会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- 2 会計監査は必要に応じて随時に監査を行うことができる。

第15条 地区委員は各地区より1名を選出する。ただし、20戸をこえる地区では2名、30戸を越える地区では3名を選出することができる。

地区委員は地区の会議及び地区の諸行事を企画運営するとともに、会の常任事項を担当する。

第16条 学級委員は各学級より2名を選出し、学級行事を計画し実施するほか保護者間の連絡調整を行う。

第17条 この会の運営を円滑にするために指名委員会をおく。

- 1 指名委員会は次年度の役員及び監査委員の候補者を選出する。
- 2 PTA役員と指名委員による指名委員会は、PTA会長が会を主宰する。
- 3 指名委員会は、この会の役員及び監査委員の候補者を総会に発表する。

## 第七章 会 議

第 18 条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

- 1 総会は定例総会及び臨時総会とし、定例総会は毎年 4 月及び翌年の 3 月に開催し、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の十分の一以上の者から要求があったとき開催する。
- 2 総会は会員の五十分の一以上の出席によって成立し、議決はその過半数によらなければならない。
- 3 総会において審議し、議決する事項は次のとおりである。  
年間事業計画、年間予算決算、会則の制定・変更、役員の承認、その他、会の運営上必要な事項。

第 19 条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関で、この会の活動に必要な事項を審議し、決定することができる。また各専門委員会の連絡調整を行う。

- 1 運営委員会は、役員（8 名）・各専門部会の部長・副部長・書記・会計・学校長によって構成する。
- 2 運営委員会は、会長が認めた場合、または学校長の要請によって会長が招集し、会長が司会する。
- 3 運営委員会は、総会の議事日程・年間事業計画・年間予算を立案する。
- 4 運営委員会は必要に応じて特別委員会をおくことができる。

第 20 条 役員会は、この会の役員と学校長によって構成し、この会の運営上必要と認めたとき、会長が各委員会部長を招集する。

## 第八章 専門部会

第 21 条 この会の活動を活発にするために、次の専門部会をおく。

研修部・広報部・家庭部（旧母親部）・保健体育部・生活指導部・図書部・父親部

第 22 条 専門部会の構成・任務は、細則に定める。

## 第九章 経 理

第 23 条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金・その他の収入による。

第 24 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

なお、特別の経理を必要とするときは、運営委員会において協議して決定する。

第 25 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 26 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

## 第十章 細 則

第 27 条 この会の運営に関し、必要な細則はこの会則に反しない範囲において運営委員会の議決を得て定め、運営委員会は細則を制定し、または改廃した場合は、次の総会に報告しなければならない。



## 第十一章 改正

第28条 この会則の変更は、総会の議決によらなければならない。

第29条 この会則は平成22年4月17日より一部改正する。

この会則は平成24年4月20日より一部改正する。

この会則は平成25年4月17日より一部改正する。

この会則は平成27年3月3日より一部改正する。

この会則は、平成28年度特別施行案として、平成28年4月1日に始まり、平成29年3月31日に終わる。

この会則は、平成29年4月1日より一部改正する。

この会則は、平成30年4月1日より一部改正する。

この会則は、令和3年4月1日より一部改正する。

この会則は、令和4年4月1日より一部改正する。

設立年月日は平成16年4月1日とする。

〒861-2244

熊本県上益城郡益城町寺迫1142番地

益城町立益城中央小学校

# 益城中央小学校 P T A 会則の細則

## 第一章 欠員補充

第1条 会長に欠員を生じたときは、副会長が昇格し、任期は前任者の残任期間とする。

第2条 会長以外の役員に欠員が生じたときは、運営委員会がこれを補充する。

任期は前任者の残任期間とする。

## 第二章 専門部会

第3条 専門部会は、研修部・広報部・家庭部（旧母親部）・保健体育部・生活指導部・図書部・父親部によって構成される。

第4条 各専門部会は、部長1名、副部長・書記・会計を数名選出し、会の円滑な運営を図る。この専門部三役は P T A 運営委員とする。

第5条 部長および部員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第6条 部長は会議を招集し、会を司会して、その所属業務の遂行にあたる。

第7条 研修部会

- 1 研修部は有価物回収班と研修班の2班で構成する。
- 2 有価物回収班は有価物回収を実施する。有価物回収を実施できない場合は、その他の活動（ベルマーク回収等）を行う。
- 3 研修班は他の地区の地区懇談会に参加する。
- 4 上記のほか各種研修行事に参加する。

第8条 広報部会

- 1 会の広報活動として、会報の編集発行にあたる。
- 2 会報をとおして学校と家庭および地域社会とのコミュニケーションを図る。

第9条 家庭部会（旧母親部会）

- 1 母親としての意識向上と役割の自覚をすすめ、自主的な活動研修を行う。
- 2 会員（母親）の交流を深めるための企画運営を図る。

第10条 保健体育部会

- 1 児童・会員の体位保健向上の企画運営を図る。
- 2 学校の養護・事故防止の問題点への協力及び施設の推進を図る。
- 3 保健体育行事を助成し会員のレクリエーションを企画運営する。

第11条 生活指導部会

- 1 児童の家庭・社会生活並びに児童相互の自主的集団生活の補充に努める。
- 2 学校と家庭との連絡調整を図り、青少年の不良化防止のための活動を企画運営する。
- 3 長期休業中の校外補導について特別な対策を立て、その指導に努める。

#### 第12条 図書部会

- 1 図書を通じたPTA活動に興味、関心のある保護者で構成する。
- 2 児童や保護者が本に親しみをもつためのさまざまな活動を行う。
- 3 学校図書館がよりいっそう活用できるための支援を行う。

#### 第13条 父親部会

- 1 父親としての意識向上と役割の自覚をすすめ、自主的な活動に興味、関心のある保護者で構成する。
- 2 会員（父親）の交流を深めるための企画運営を図る。

### 第三章 その他の集会

第14条 会長が必要と認める場合は、次の集会を招集し、その会を司会することができる。

- 1 地区委員会  
全地区委員を招集し、地区活動・地区間の連絡調整を図る。
- 2 学級委員会  
全学級委員を招集し、学級・学年活動・学級学年間の連絡調整を図る。
- 3 指名委員会  
PTA執行部役員の人選をするにあたり、推薦名簿を作成し、役員候補者の選定にあたる。

### 第四章 改正

第15条 この細則は、運営委員会において会員の過半数以上の賛成によって改正することができる。

第16条 この改正の結果は次期総会に報告するものとする。

この会則は、平成17年4月23日より一部改正する。

この会則は、平成18年4月22日より一部改正する。

この会則は、平成25年4月17日より一部改正する。

この会則は、平成30年4月1日より一部改正する。

この会則は、令和2年4月1日より一部改正する。



# 益城中央小学校 P T A 会則内規<sup>第 1 8 条関係</sup>

役員選出について、原則として次のとおり行う。

保護者から会長 1 名、副会長 3 名を選出する。

なお、副会長の中から翌年度の会長 1 名を選出する。

付則

- \* この内規は平成 1 7 年 4 月 2 3 日より実施する。
- \* この内規は平成 2 5 年 4 月 1 7 日より一部改正する。

## P T A 表彰及び慶弔に関する規定

### 第一章 慶賀表彰

第 1 条 会員・その他で本校の P T A の趣旨に添い、次の各項に該当する場合は感謝状または表彰状を贈る。

- 1 会員に奇特な行為があり、この会の趣旨に合致するときは、運営委員会の決定により表彰する。
- 2 本会のため、その発展向上に寄与された場合は、感謝状を贈る。
- 3 役員・委員として、この会の発展向上に努力した場合は、感謝状を贈る。

第 2 条 学校職員の異動に際しては、P T A は歓送迎会を開き、感謝と歓迎の意を表わす。

### 第二章 弔 慰

第 3 条 弔慰については、下記の場合に行う。

- 1 会員中、不幸にして死亡した場合は、弔慰金 5 0 0 0 円を香料として供え、弔電をおくる。
- 2 本校児童及び会員の配偶者が死亡したときは、弔慰金 5 0 0 0 円を香料として供え、弔電をおくる。
- 3 役員・学校職員・地区会員はなるべく葬儀に参加するものとする。

### 第三章 改 正

第 4 条 この規定の改正は、運営委員会の議決を得なければならない。

改正した場合は、後で総会にて報告する。

令和5年度

益城中央小学校PTA役員名簿

役職名	氏 名	新学年	児童名
会 長	<sup>タサキ</sup> 田崎 <sup>タツヤ</sup> 達也	6 年	莞太
副会長	<sup>ホンケ</sup> 本家 <sup>タカ ユキ</sup> 崇之	5 年	綾人
副会長	<sup>ニシザカ</sup> 西坂 <sup>ヤス フミ</sup> 泰文	2 年	葵
副会長	<sup>ヨシカイ</sup> 吉海 みどり	3 年	詩織
書 記	<sup>ミヤケ</sup> 三宅 <sup>ミヨコ</sup> 美代子	5 年	佑和
書 記	<sup>カナヤマ</sup> 金山 <sup>マキ</sup> 真希	5 年	莉子
会 計	<sup>フジモト</sup> 藤本 <sup>アヤコ</sup> 綾子	6 年	一真
会 計	<sup>フジ</sup> 藤 <sup>エ リ カ</sup> 江理加	3 年	千遥
庶 務	令和5年度学校職員		
顧 問	知名石 英二	6年	陽眞

監 査	<sup>サカエダ</sup> 栄田 <sup>カ ハル</sup> 香春	5 年	朔弥
監 査	<sup>エンドウ</sup> 遠藤 ちひろ	4 年	ももか

令和5年度 益城中央小PTA事業(案) 4~9月 (主な行事のみ掲載)

月	執行部	研修部	広報部	家庭部	保健体育部	生活指導部	図書部	父親部	指名委員会	学級委員会	地区委員会
	執行部① 地区懇談会 町P運営委員会 PTA総会 各専門部会 PTA歓迎会……中止 町P総会 学級委員会	研修部 研修部会	広報部 広報部会	家庭部 町P運営委員会 母親部会	保健体育部 保体部会	生活指導部 生活指導部会	図書部 図書部会	父親部 父親部会	指名委員会 委員会	学級委員会 学級委員会 学級ごとに活動	地区委員会 交通指導 地区懇談会 PTA会費集金
		以降	以降	以降	以降	以降	以降	以降	以降	以降	以降
4							三役部会				
5	執行部② 郡P総会 愛校作業5/7 運動会準備会議 運動会準備 運動会		広報誌作成A①	町P総会	運動会準備会議 運動会準備 運動会	運動会駐重場整備 交通安全指導	図書購入	運動会準備会議 運動会準備 運動会			
6	県P総会 運営委員会① 学校保健会		広報誌作成A② 広報誌作成A③	町P母親部会 益城町 学校保健会総会		交通安全指導	図書部会(勉強会) 消毒作業		活動内容の確認		
7	郡P連研修会 執行部③ 人権回和教 推進協議会 校内球技大会 学校保健会 合同研修会	郡P連研修会 学校保健会 合同研修会	広報誌発行①	学校保健会 郡P連研修会 学校保健会 合同研修会	校内球技大会	交通安全指導			活動内容の確認 推薦アンケート 配布・回収		
8	町教育講演会 郡P球技大会 愛校作業8/20 執行部④ 運営委員会②								役員推薦のお願い		
9	PTA研修 合同部会① 有価物回収 中間監査	合同部会① 有価物回収	広報誌作成B①			交通安全指導	読み聞かせ	愛校作業 合同部会① 有価物回収			交通指導 合同部会① 有価物回収



R5年度年度 益城中央小PTA事業(案) 10~3月 (主な行事のみ掲載)

月	執行部	研修部	広報部	家庭部	保健体育部	生活指導部	図書部	父親部	指名委員会	学級委員会	地区委員会
10	有価物回収予備日 執行部会⑤ 町P球技大会	有価物回収予備日	広報誌作成B②		保体部会 駅伝大会出場 依頼の電話 町P球技大会	交通安全指導	読み聞かせ 消毒作業	有価物回収予備日	役員推薦の お願い	学級ごとに活動	有価物回収予備日
11	町小学生 駅伝大会 県P研究大会 執行部会⑥	県P研究大会	広報誌作成B③	県P研究大会	駅伝大会試走 町小学生 駅伝大会	交通安全指導	読み聞かせ		推薦された 方へ依頼の 電話、訪問		交通指導
12	運営委員会③ 打ち合わせ 教育講演会 ヘルメット助成		広報誌作成C① 広報誌発行②			交通安全指導			決定事項の 確認・承認		
1				町母親部研修会		交通安全指導	読み聞かせ		執行部へ連絡		
2	執行部会⑦ 町長懇談会		広報誌作成C②	町長懇談会		交通安全指導 反省会	読み聞かせ 図書部会 (反省会)				
3	運営委員会④ 年度末PTA総会 年度末総会 執行部会⑧ 卒業式		広報誌発行③						年度末 PTA総会	↓	地区委員会

## 令和5年度予算(案)

### 【収入の部】

項	目	令和4年度予算	令和4年度決算額	令和5年度予算額	備 考
会	費	960,000	1,065,000	<b>930,000</b>	会員310名×3000円
繰	越 金	1,737,533	1,737,533	<b>1,754,509</b>	前年度繰越金
雑	収 入	0	18	<b>0</b>	利息他
合	計	2,697,533	2,802,551	<b>2,684,509</b>	

### 【支出の部】

項	目	令和4年度予算	令和4年度決算額	令和5年度予算額	備 考
運 営 費	運 営 費	150,000	57,380	<b>150,000</b>	ヘルメット助成金・研修費
	会 議 費	0	0	<b>0</b>	
	消 耗 品 費	30,000	13,513	<b>30,000</b>	事務用品代
	小 計 1	180,000	70,893	<b>180,000</b>	
活 動 費	研 修 部 費	20,000	0	<b>20,000</b>	有価物回収
	広 報 部 費	80,000	68,926	<b>80,000</b>	P新聞発行・記録写真代
	家 庭 部 費	45,000	0	<b>45,000</b>	学習会費・研修費・クリーニング代
	保健体育部費	20,000	0	<b>20,000</b>	運動会等
	生活指導部費	5,000	0	<b>5,000</b>	安全パトロール
	図 書 部 費	20,000	10,362	<b>20,000</b>	図書購入費・活動費
	父 親 部 費	20,000	0	<b>20,000</b>	活動費
	指 名 委 員	5,000	0	<b>5,000</b>	
	学 級 活 動	314,500	289,898	<b>301,000</b>	児童数430名×700円
小 計 2	529,500	369,186	<b>516,000</b>		
諸 費	負 担 費	250,000	219,443	<b>250,000</b>	町P・郡P・県P負担分担金
	諸 式 費	250,000	240,820	<b>250,000</b>	入学・卒業記念品、祝品代
	積 立 金	50,000	0	<b>50,000</b>	
	交 渉 費	10,000	0	<b>10,000</b>	
	慶 弔 費	10,000	0	<b>10,000</b>	お祝い・香典
	通 信 費	70,000	60,000	<b>70,000</b>	
	安全互助会費	60,000	53,510	<b>60,000</b>	
	小 計 3	700,000	573,773	<b>700,000</b>	
体 験 活 動 費	60,000	9,000	<b>60,000</b>		
予 備 費	750,500	0	<b>1,228,509</b>		
合	計	2,220,000	1,022,852	<b>2,684,509</b>	



お願い

## 児童お迎え時の交通ルールについて

新学年が始まりましたが、どこのご家庭でも子どもが安全に学校へ登校し、無事に帰宅することを心から願っていることと存じます。

さて、お迎え時の交通ルールについて、一部の保護者のルール違反が見受けられると保護者アンケートでも出されています。特に、東門付近に停車中の車があると、車間から児童が飛び出し大変危険です。また、ルートは一方通行ですが逆走される車両もあります。

学校からのプリントで、朝の児童降ろし場所はプール横の東門のみとなっております。下校時は学校のフェンス周りは一切駐停車することができません。必ず、サブグラウンドまで入ってお迎えをしてください。

私たち保護者が、子どもたちのお手本となり全児童を見守れるようご協力をお願い致します。また、お迎えを頼まれる方にもお知らせして頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

益城中央小学校

PTA会長 田崎 達也



＜令和5年度 益城町立益城中央小学校 職員一覧＞

年	組	氏名
1	1	北里 雅代
	2	高尾 楓花
2	1	松本 幸恵
	2	本田 祐太郎
3	1	下田 景子
	2	杉浦 七神
4	1	倉田 文子
	2	高森 崇史
		川口 美紅
5	1	鮫島 香織
	2	佐藤 嵩典
6	1	天川 元貴
	2	有村 将
なかよし		安竹 恭子
		野口 美由貴
なのはな		塚本 美雪
おおぞら		藤原 多佳子
くすのき		甲斐 理香
やまびこ		山本 優依

校長	富永 喜代子
教頭	寺本 完史
指導教諭（英語）	原口 順子
教務主任（少人数）	梅本 美和
理科専科	藏坐 浩一
児童支援（3年理科）	本田 博昭
ことばの教室	大倉 亜希子
スマイル教室	山口 雅子
養護教諭	永谷 果歩
養護教諭	上野 満奈美
事務職員	藤江 恵子
栄養教諭	園田 美里
いきいき益城っ子	城 典子
いきいき益城っ子	上田 初恵
いきいき益城っ子	古閑 美恵子
ドリーム益城っ子	森 憲二
特別支援教育支援員	河地 貴子
用務員	松原 計士
指導教諭後補充	石渕 多希子
教育業務支援員	曲田 和歌子
英語活動支援員	山本 幸世
国内留学中	柳木 亜希子
育児休業中	篠原 瞳